



平成25年3月28日

各位

会社名 虹技株式会社
代表社名 取締役社長 堀田 一之
本社所在地 姫路市大津区勘兵衛町4丁目1
(コード番号 5603 大証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 谷岡 宗
(TEL 079-236-3221)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成25年3月28日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

(変更箇所は下線部で示しております。)

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動指針」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業部主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人・子会社から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」および「内部監査実施細則」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、国内においては、社外法律事務所を「社外相談窓口」に、総務部長を社内相談窓口とする内部通報制度を設置し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全リスクに対処するため、「環境管理規程」、「安全衛生管理規程」に基づき、環境面・安全衛生面でのリスクマネジメントを行っております。また、執行役員人事部長を総括管理者とした組織「安全衛生管理者会議」を設け、毎月会議を実施し、平時・有事の危機管理にあたることとしております。

事業リスクへの対応としては、取締役・監査役ならびに経理部・内部監査室出席による全事業部の予算・実績状況および事業環境等のモニタリングを定期的実施し、リスクを未然に防止する体制をとっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、5名の取締役により構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

また、取締役会の意思決定・監督機能と執行機能を分離し、責任の明確化と機動的な業務執行を行える経営体制の構築を目指し、執行役員制度を導入しております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社および当社企業グループは、当社国内子会社6社については、各子会社を管理する当社管轄事業部の下、「企業行動指針」に基づくコンプライアンス体制の構築を図っており、海外子会社(天津虹岡鋳鋼有限公司)については、代表者会議等を開催し、経営課題の討議を行ない、企業グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、当社の事前承認を得るものといたしております。

なお、必要に応じて当社監査役は、国内・海外子会社の調査を行い、業務の適正化の確保に努めております。

また、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定め、適正かつ有効な内部統制システムの整備・運用を進めております。

さらに、子会社従業員等も対象とした内部通報制度により、当社および当社グループにおける法令遵守や業務の適正化の実効性を図っております。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置することとし、その人事については、取締役会と監査役が意見交換を行うこととしております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

- ①会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ②取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社および当社企業グループは、「企業行動指針」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

以 上